

6. 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組みに関すること

本学においては、教員養成の質的向上のため、以下のことに取り組んでいる。

- ①教職課程委員会を設置し、教職課程の運営に係る取組みについて点検・実施している。
- ②教職課程支援室を設置し、教職に関する資料、教材及び教員採用試験に関する資料等を配架し、学生が自由に閲覧できるようになっている。また、教職課程委員が学習指導案作成、採用試験対策等の個別指導を行っている。
- ③教職課程履修開始時（1年次）に「教職課程履修登録カード」の作成を必須をとしており、教職課程履修の動機、中学校・高等学校時の活動（課外活動等）実績の振り返り等を記入させ、履修者の意識向上を図っている。